



島根県報

令和2年8月18日（火）

号外 第104号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第526号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	隠岐空港線	隠岐郡隠岐の島町下西1696番2地先から同648番1地先まで	前	8.45～15.55	322.18	隠岐支庁県土整備局	交通安全工事 拡幅
			後	9.75～18.85	322.18		
〃	西郷都万郡線	隠岐郡隠岐の島町下西649番1地先から同1696番3地先まで	前	8.45～15.55	322.18		交通安全工事 拡幅
			後	9.75～18.85	322.18		

島根県告示第527号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和2年8月18日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	隠岐空港線	隠岐郡隠岐の島町下西1696番2地先から同648番1地先まで	メートル 322.18	令和2年 8月18日	隠岐支庁県土整備局	